令和8年 大分市議会 市民意見交換会



１．開会

２．会場代表者あいさつ

３．議会からの報告

・昨年の市民意見交換会における意見・質問等への対応について

・事務事業評価結果について

・（仮称）人とひとがつながる大分市条例について

４．市議会及び市政への意見

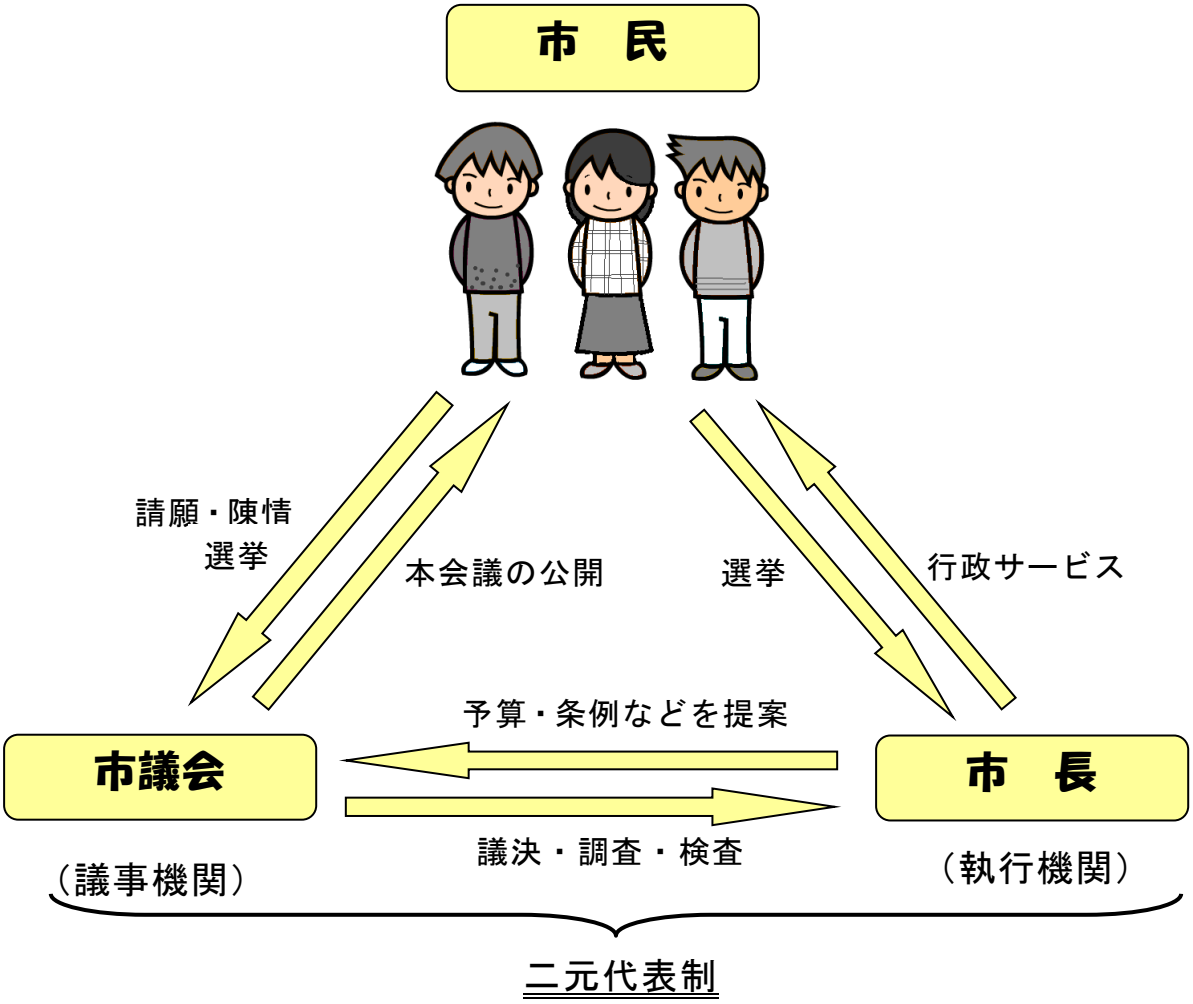
５．閉会

議会のしくみ

【 市議会の役割 】

私たちの大分市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、全部の市民が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合いますが、この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を**「議事機関」**ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を**「執行機関」**といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



【 議会の権限 】

1．議決権
(1)条例を定める・改める・廃止する。
(2)予算を定める。
(3)決算を認める。
(4)重要な契約を結ぶ。
(5)その他の法律で定められていることを決める。

2．監視権
(1)市の仕事が正しく行われているか、調べたり検査などをする。

3．意見表明権
(1)国・県などへ、市民のために意見書を提出する。
(2)市の仕事について、市民から要望（請願・陳情）を受ける。

4．選挙権
(1)議長・副議長・選挙管理委員などを選ぶ。

5．自律権
(1)委員会の設置などについて、他から干渉されることなく、自ら決める。

【 議会の機能 】 （説明文：大分市議会基本条例 第２条「議会の活動原則」 抜粋）

1．市政運営のチェック機能
「市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関の市政運営を監視する」機能

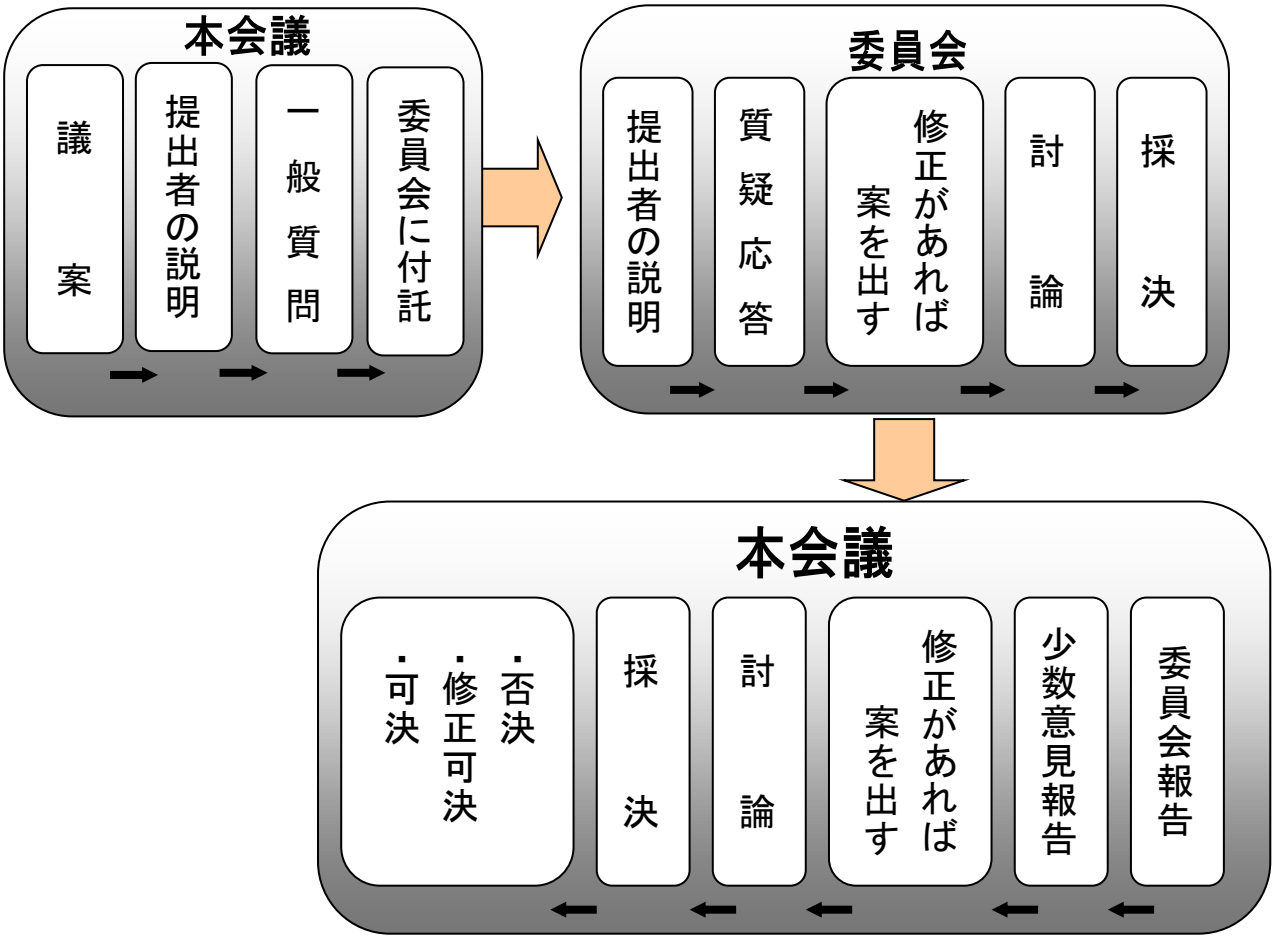
2．民意吸収・反映機能
「市民の多様な意見を把握し市政に反映させる」機能

3．政策立案機能
「市民の代表である議員相互の自由な討議により、政策を自ら立案する」機能

【 議案などの審議の流れ 】

市議会に提出された議案などは、まず本会議にかけて提出者の説明を聞いた上で、委員会に付託して審査をします。

委員会の審査が終わると、委員長が審査の経過や結果を本会議で報告し、多数決によって最終の決定をします。



本会議とは

本会議は、議場において議案などを審議したり、議会の最終的な意思を決めますが、原則として、議員定数の半数以上が出席しなければ開くことができません。

委員会とは

議案などは数が多く、内容も広い範囲にわたるので、いくつかの分野ごとに分けた方が効率もよく、より深く審議できるため、本会議の下、審査機関として委員会が設けられています。

市議会には、次の委員会が設置されています。議員は、いずれかの常任委員会に必ず所属することとなっています。

常任委員会（任期：2年）		
名　称	定数	所　管　事　項
総務常任委員会	9人	総務部、企画部、財務部、市民部、消防局、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任委員会	9人	福祉保健部及び子どもすこやか部の所管に属する事項
文教常任委員会	9人	教育委員会の所管に属する事項
建設常任委員会	9人	土木建築部、都市計画部及び上下水道局の所管に属する事項
経済環境常任委員会	8人	環境部、商工労働観光部、農林水産部及び農業委員会の所管に属する事項

議会運営委員会（任期：2年）		
名　称	定数	所　管　事　項
議会運営委員会	7人	付託案件の審査及び議会の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項

特別委員会		
名　称	定数	所　管　事　項
子ども育成・若者活躍推進特別委員会	10人	子どもに関する基本的な計画及び施策並びに若者の活躍推進に関する基本的な計画及び施策に関する調査
まちづくり推進特別委員会	13人	市域全体の活性化推進及び交通体系・公共交通に関する調査
観光振興対策特別委員会	12人	観光振興のための計画及び施策に関する調査

※他に毎年、決算審査特別委員会が設置されます。

協議又は調整を行うための場			
名　称	所　管　事　項	構成員	招集権者
会派代表者会議	議会の運営に関し会派間の協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者1名	議長
全員協議会	市政の重要な課題等及び議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
広報委員会	議会の広報に関し協議又は調整を行うこと。	会派から選出された各1名の議員	委員長
議会活性化推進会議	議会の改革及び大分市議会基本条例に基づく議会運営に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出された各1名以上の議員	会長

議会改革の取り組み

項　目	内　　容
本会議の中継	市政に関わる重要な案件を審査、議決する本会議の中継を開始しました。 ・平成 16 年 12 月 インターネット中継 ・平成 18 年　9月 ケーブルテレビ中継 ・平成 19 年　9月 インターネット録画中継
委員会議事録の公開	平成 20 年第１回定例会分から、５つの常任委員会及び３つの特別委員会について、ホームページで一般公開しました。
市民意見交換会	市民の多様な意見を把握し、市政に反映させ、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むため、毎年、市民意見交換会を開催することにしました。 (平成 20 年７月から)
大分市議会基本条例の制定 （平成 20 年 12 月 17 日制定 平成 21 年 4月 1 日施行）	議会や議員のあり方、市民や市長との関係などの議会に係る基本的な事項を定めた議会における最高規範を制定しました。
請願・陳情の取扱いの見直し	請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、提案者の意見を聴く機会を設けました。
決算審査特別委員会での分科会方式の導入	平成 22 年第３回定例会から、より迅速で効率的、効果的な決算審査とするため、ほぼ全議員が参加するとともに、５つの分科会に分かれて審査する分科会方式を導入し、同定例会中に認定することとしました。
大分市子ども条例の制定 （平成 23 年 3月 16 日制定 平成 23 年 5月 5日施行）	家庭、学校等、地域、事業主及び市が連携協力し、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため制定しました。

項　目	内　　容
賛否の公開	各議員の議案に対する賛否の公開について、議会ホームページへの掲載は平成 23 年第１回定例会分から、議会だよりへの掲載は平成 23 年第２回定例会分から始めました。
若年層との意見交換	若年層の政治参加意識を喚起するために、高校、大学（短期大学含む）、専門学校の３つに区分する中で、各１校以上と意見交換を行っています。 【令和7年度 若年層との意見交換 アンケート記述(抜粋)】 ・どんな人でも住みやすい街になるよう頑張ってほしい ・学生が安全に自転車通学できることを期待している ・自然を生かした活動を行ってほしい ・公共交通機関をもっと発達させてほしい ・より市政が身近になればいいと感じた
議会が行う事務事業評価導入	決算審査の一環として、市が執行する事務事業について、必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点から議会が評価することで、決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の点検、改善につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させます。昨年９月の第３回定例会においても、１５の評価対象事務事業について、評価を行いました。

項　目	内　　容
災害対策に関する提言 （平成 24 年 12 月 14 日）	東日本大震災の発生や福島第一原子力発電所の事故を受け、災害対策の重要性が一層高まっていることから、市民の生命・財産を守り、本市への災害を未然に防ぐよう災害規模を減じ、また災害を受けた場合の速やかな復興を図るため、本市の災害対策について必要な対策等を取りまとめ、市長に対し提言を行いました。
大分市議会災害時行動マニュアルの策定	災害発生時における大分市議会の安否確認や連絡体制の方法を予め決めておくもので、被害状況の報告やその対応の協議、また議員の参集など、災害発生時において議員一人ひとりのとるべき行動を時間の流れに沿って策定しました。
議会ＢＣＰ（業務継続計画）の策定	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、災害発生時における本会議の招集、議案の審議、採択に関する手順を予め決めておくもので、予算などの重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が出ないようにすることを目的としています。定例会の招集前から最終日までを６つの期間に分け、災害が発生する時期に応じて議案審議の流れや手続きをまとめました。
大分市民のこころといのちを守る条例の制定 （平成 27 年　9月 10 日制定 平成 28 年　4月　1　日施行）	自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図るため制定しました。
大分市高校生議会の開催	18 歳選挙権を記念し、大分市の将来を担う高校生による模擬市議会を開催することにより、高校生の政治参加意識を高めることを目的として、平成 28 年８月 20 日に大分市高校生議会を開催しました。 各学校から選出された高校生議員が議場で一般質問を行い、その後、市議会議員と高校生議員が意見交換を行いました。

項　目	内　　容
大分市健康づくり推進条例の制定 （平成 30 年 12 月 14 日制定 平成 31 年　4月 1 日施行）	行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため制定しました。
投票率の向上対策についての政策提言 （令和２年９月２５日）	平成 31 年４月に行われた県知事・県議会議員選挙や市長選挙において選挙の投票率が最低水準に低下するなど、選挙の投票率が年々低下している背景を踏まえ、その現状を改善するため、「投票率の向上対策」について政策提言を目指し、調査研究を行いました。 令和２年９月に「投票率の向上対策に関する提言書」を市長および選挙管理委員会委員長に提出するとともに、議会が主体的に取り組んでいく事項として「投票率の向上に向けた議会の取り組み」を取りまとめました。 令和２年 12 月には、国に対する要望事項を取りまとめ、「投票率の向上に向けた公職選挙法等の改正を求める意見書」を国に提出しました。
団体等との意見交換	市民の皆様からの多様なご意見をお聞きし、市政に反映させるため、市内の団体や事業所等を対象に、議員が直接会場にうかがい、ご希望のテーマ・内容に沿った意見交換を行う、団体等との意見交換を開始しました。 （令和６年度をもって終了）
若年層に特化した議会モニター	若年層の政治参加意識を喚起し、市議会に対する関心を高めるとともに、意見等を広く聴取し、議会活動等に反映させることにより、議会機能の充実及び強化を図ることを目的とした、若年層に特化した議会モニター制度を開始しました。 (令和３年度から)

項　目	内　　容
議会ＢＣＰ（業務継続計画）へ感染症対策編の追加	既存の大分市議会ＢＣＰは自然災害を想定しており、感染症流行に関する対応手順等の明記がなかったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症まん延時の議会の体制等について調査研究を行いました。 その結果、既存の議会ＢＣＰを「議会ＢＣＰ（自然災害編）」と改定し、感染症まん延時の議会・議員の役割及び行動規範を定めた「議会ＢＣＰ（感染症対策編）」を策定し、様々な災害等に対応できるようにしました。
タブレット端末の導入	非常時における議会機能の維持、議会活動等の効率化、資料等のデジタル化の促進に向け、令和４年 10 月にタブレット端末を導入し、全議員へ操作研修会を開催しました。
大分市若者応援条例の制定 （令和4年 12 月 14 日制定 令和5年　4月 1 日施行）	若者の活躍推進に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長および社会参画を促進し、若者の持つ活力が循環するまちの実現を図るために制定したものです。
特別委員会の見直し	子ども育成･若者活躍推進特別委員会、まちづくり推進特別委員会、観光振興対策特別委員会を設置しました。
ペーパーレス会議システムの導入	令和６年第１回定例会から、ペーパーレス会議システムを導入し、本会議や委員会等の資料を電子化しました。

項　目	内　　容
移住・定住の取組に関する政策提言 （令和６年１２月１２日）	大分市が人口減少や高齢化の進展などによる地域の担い手不足等の課題に直面していることを勘案し、「移住・定住の取組」を政策課題とすることに決定しました。およそ１年５か月に及ぶ調査研究の結果、大分市の魅力や魅力発信、仕事、住居、Ｕターン施策、安心して移住できる環境づくり、横断的な取組の６項目に関することを移住・定住の取組に関する提言書として取りまとめ、市長に提出しました。

＜議会改革の取り組みに対する評価等（参考）＞

〇早稲田大学マニフェスト研究所全国地方議会改革度調査

平成 23 年：第１３位（1,356 地方議会）平成 24 年：第１５位（1,371 地方議会）
平成 25 年：第２６位（1,444 地方議会）平成 26 年：第４７位（1,503 地方議会）
平成 27 年：第４９位（1,460 地方議会）平成 28 年：第６０位（1,347 地方議会）
平成 29 年：第４６位（1,318 地方議会）平成 30 年：第４５位（1,447 地方議会）
令和 元年：第 108 位（1,433 地方議会）令和 ２年：第 155 位（1,404 地方議会）
令和 ３年：第７５位（1,355 地方議会）令和 ４年：第４１位（1,416 地方議会）
令和 ５年：第 101 位（1,562 地方議会）

〇早稲田大学デモクラシー創造研究所地域経営のための議会改革度調査

令和 ６年：第４８位（1,544 地方議会中）
令和 ７年：第 216 位（1,372 地方議会中）

〇中核市議会議長会　議会報コンクール

平成 21 年　第 ４回：優秀賞
平成 22 年　第 ５回　※開催地が大分市であったため、参考出品とした。
平成 23 年　第 ６回：最優秀賞
平成 24 年　第 ７回：優秀賞
平成 25 年　第 ８回：最優秀賞
平成 27 年　第 10 回：最優秀賞
平成 28 年　第 11 回：優秀賞
令和 ２年　第 15 回：特別賞
令和 ５年　第 18 回：審査員特別賞

〇他市区議会等からの議会改革に関する視察を全て議員が対応

平成 21 年４月から令和８年３月末：延べ 288 市区議会（2,587 名）

議会からの報告

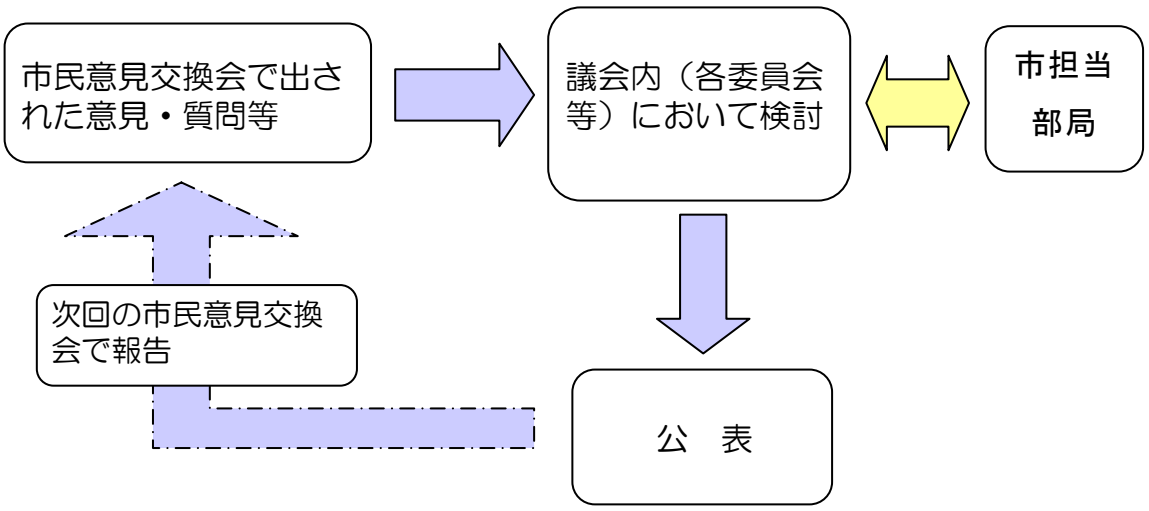
昨年の市民意見交換会における意見･質問等への対応

○意見･質問等の取り扱いについて

多くの市民の皆さんからいただいたご意見等については、その内容が類似しているものをまとめるなど整理した上で、検討を行います。

検討が終わりましたら、対応の経過をまとめた冊子を、各支所、公民館等に備え付けます。
また、市議会のホームページでもご覧いただけます。

○意見･質問等の取り扱いの流れ



令和７年 大分市議会 市民意見交換会 意見・質問等への対応より抜粋

No.	委員会等で整理した 意見・質問	意見・質問等への対応 （担当部局の回答がある場合は、「 」で囲んでいます）
1	**（総務）** 防災行政無線が聞き取りづらいため、住民周知について工夫をしてほしい。	担当部局（総務部）へ確認したところ、以下のとおり回答がありました。 「同報系防災行政無線は、周辺の建物の状況やスピーカーからの距離、雨、風の影響等により、聞き取りづらい場合もあるため、放送内容を電話で確認できる、無料の自動電話応答サービスも併せて提供しているところである。また、本市では、災害時の情報伝達手段として、同報系防災行政無線に加え、大分市防災メールや携帯電話会社の緊急速報メール、本市公式ＳＮＳなど、複数の手段により防災情報を伝達していることから、防災行政無線からサイレンなどが聞こえた場合は、まずはお手持ちの携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオなどでその内容を確認していただくことが重要だと考えている。防災情報の取得方法については、ホームページや「わが家の防災マニュアル」に掲載し周知しているところであり、今後とも市民の皆様に、複数の媒体により防災情報を確認していただくよう周知徹底を図っていく。」 本委員会としても、防災行政無線に関する周知について、継続した取組を求めていきます。
2	**（厚生）** 民生委員の処遇や成り手不足への対応について、どのように考えているか。	担当部局（福祉保健部）から、「民生委員には、民生委員法で給与を支給しないこととされているが、本市では活動費として、１人当たり年間１５万円を支給している。令和6年度の調査では、本市の支給額は中核市62市のうち、高い方から2番目に位置している。また、民生委員の負担軽減と成り手不足解消に向け、これまでも、全庁的なサポート体制を整備するとともに、活動の指針となるＱ＆Ａの作成や、一斉改選に伴う引継ぎを円滑に進めるためのサポーター制度の創設などを行ってきた。令和7年12月１日の一斉改選に際しては、地域の意見を反映させた定員設定を行い、募集に関しては新たに市報への掲載やリーフレットの作成、祝祭の広場でのPR動画の放映を行い、民生委員活動の周知を図った。これに加え、ＰＴＡや青少年健全育成協議会にも選任について協力依頼を行ったところである。その結果、地域の御協力の中で充足率約９７％と、中核市の中でも比較的高い水準を維持することができたが、成り手不足は依然として課題であると認識している。民生委員制度は、民生委員法に基づく国の制度であり、処遇や成り手不足への対応については全国的な課題であることから、国の動向を踏まえ、本市としても引き続き取組を進めていく。」との回答がありました。 本委員会としても、民生委員の処遇や成り手不足への対応は課題であると考えており、引き続き担当部局の取組を注視していきます。

令和７年 大分市議会 市民意見交換会 意見・質問等への対応より抜粋

No.	委員会等で整理した 意見・質問	意見・質問等への対応 （担当部局の回答がある場合は、「 」で囲んでいます）
3	**（文教）** 安全・安心な通学路を確保するための予防的な対応や対策について聞きたい。	市教育委員会へ確認し、「各学校では、「大分市通学路安全プログラム」に基づき、保護者や地域関係者と連携して、学期に１度の通学路の安全点検を行うとともに、必要に応じて、改善要望箇所を「大分市交通問題協議会」に報告し、事件・事故の未然防止に向けた対策を行っている。また、「こどもの安全見守りボランティア」の活動について、学校運営協議会や保護者会等を通じて協力依頼を行うとともに、「通学路安全マップ」を作成し、通学路や地域の危険箇所を把握することにより、実効的な見守り体制の強化に努めるなど、ハード・ソフト両面での包括的な対策に努めている。」との回答を受けました。 本委員会としても、引き続き、市教育委員会に安全・安心な通学路を確保するための取組を行うよう求めていきます。
4	**（建設）** 空き家対策について、民間と連携し取り組んでいる他市もあるが、本市ではどうか。また、空き家の増加に伴い、管理状態の悪い空き家も増えていることから、所有者が適切に管理するための対策を聞きたい。	担当部局（土木建築部）から、以下の通り回答を受けました。「本市においては、民間と連携した空き家対策に取り組んでいる。具体的には、市内の空き家の市場への流通促進を図ることを目的に、不動産団体と協定を締結し、空き家の利活用を考えている所有者等の情報を不動産団体に提供することで、空き家の売却等の利活用を図っている。 なお、令和7年度は空き家の活用や管理に取り組む民間団体2社を大分市空家等管理活用支援法人に指定し、空き家対策セミナーや所有者探索業務等の連携を行っている。 所有者が適切に管理するための対策について、市報やホームページにて啓発を行うとともに、年4回の専門家による相談会や年8回の出張相談窓口を開催している。 また、高齢者等を対象とした相談会の開催や、シルバー人材センターが作成したチラシを管理状態の悪い空家等に対して助言文書を送付する際に同封してる。 さらに、管理状態の悪い空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われるよう空家等の所有者等に対し、助言や指導を行っている。」 本委員会としても、本市の空き家対策に関する取組について注視していきます。

令和７年 大分市議会 市民意見交換会 意見・質問等への対応より抜粋

No.	委員会等で整理した 意見・質問	意見・質問等への対応 （担当部局の回答がある場合は、「 」で囲んでいます）
5	**（経済環境）** イノシシをはじめとする有害鳥獣について、状況に応じた対策を検討してほしい。	令和7年第3回定例会の決算審査特別委員会経済環境分科会において、有害鳥獣対策事業に関する事務事業評価を実施しました。担当部局（農林水産部）から事業内容や決算額に関する説明を受けるとともに現地視察を行い、農作物被害及び人身被害の予防・軽減のニーズが年々高まっている状況を踏まえ、防護柵の設置補助等に対する予算の確保や効率的な捕獲活動のための体制、新たな技術の導入の検討など、一層の被害対策の強化を求め、予算を増額して事業を行うべきである「拡充」と評価しました。経済環境常任委員会としても、引き続き本市の有害鳥獣対策について注視していきます。

② 事務事業評価結果

○事務事業評価

平成24年から、決算審査の一環として、事務事業評価を導入しました。
事務事業評価とは、市が行う事務事業を必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点から、「拡充」、「継続」、「改善の上で継続」、「終期設定し終了」、「休止・廃止」の5つの区分で評価することにより、決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の改善等につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させるよう求めるものです。

○評価区分の説明

評 価 区 分	内 容
拡充	予算を増額して事業を行うべきである 【例】①事業内容として効果があり、事業費を増額するなどして事業を行うべきである。
継続	予算、事業内容ともに現状を維持すべきである 【例】①現状のままで十分効果があり特に変更なし。
改善の上で継続	予算を維持し、又は縮小した上で事業内容を改善すべきである 【例】①事業内容を一部見直して継続すべきである。 ②事業費等を縮小した上で継続すべきである。
終期設定し終了	時期を定め事業を終了すべきである 【例】①事務事業の目的がおおむね達成されており、今後の効果があまり期待できない。 ②市が行う必要性がなく、民間活力を導入すべきである。
休止・廃止	次年度から休止・廃止すべきである 【例】①財政状況、他に優先すべき事業があり、一時休止すべきである。 ②所期の目的が既に達成されている。 ③事務事業の必要性が低く、成果が出ていないため廃止すべきである。

令和８年度　事務事業評価（議会）
（令和７年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分　科　会　名	総務分科会								整理番号	総務－３
事務事業名	スポーツ推進委員事業									
評価区分（事務事業の方向性）	１	拡　充	２	継　続	３	改善の上で継続	４	終期設定し終了	５	休止・廃止

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、本市が校区・地区ごとに委嘱している特別職非常勤職員であり、地域におけるスポーツ行事等の実施に係る連絡調整や、住民に対するスポーツの実技指導等を通じて、市民のスポーツ実施機会の充実や健康増進を図るとともに、地域スポーツ振興に資することを目的として活動している。

また、行政と住民の架け橋となり、地域におけるスポーツ行事の企画・運営に関して主導的な役割を果たしているとともに、地域のスポーツ団体と連携し、住民の健康増進や地域の一体感の創出に重要な役割を果たしていることから、本事業の必要性は高いと認められる。

一方、近年ニュースポーツなど様々な競技も生まれ、市民がスポーツに取り組む環境が変化する中、地域等によってスポーツ推進委員の活動や体育協会との連携状況に差が見られるほか、高齢化による担い手不足などの課題もある。今後は、活動実態を踏まえた報酬の在り方についても検討するとともに、多様なスポーツ活動を踏まえた仕組みづくりや、若年層に対してスポーツ推進委員活動を促す取組等を検討することにより、事業の活性化やスポーツ推進委員が活動しやすい環境づくりに努めることを求め、改善の上で継続とした。

令和８年度　事務事業評価（議会）
（令和７年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分　科　会　名	厚生分科会									
							整 理 番 号	厚生－２		
事 務 事 業 名	地域コミュニティ子育て応援事業									
評　価　区　分 （事務事業の方向性）	１	拡　充	２	継　続	３	改善の上で継続	４	終期設定し終了	５	休止・廃止

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、地域の子育てボランティアを主体とし、就学前児童とその保護者が、気軽に集まれる場の提供を行う団体に活動費の助成を行うことで、参加者同士の交流や情報交換を促進し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくりを目指すことを目的としている。

子育て親子の交流が促進されることで、子育て家庭の孤立防止、地域コミュニティ形成に寄与していることから、本事業の必要性は高いと認められる。

しかしながら、補助金が、子育て親子の交流、集いの場の開設回数に依存しており、参加者の人数は加味されないため、多くの参加者が集まる仕組みや補助金の在り方等の整理が必要と考えられる。また、本事業は全校区で実施されておらず、校区間での活動内容に格差があることから、各団体の取組を全体で共有するなどの改善の余地がある。

こうした課題を踏まえ、現状を確認する中、事業内容の見直しを検討することを求め、改善の上で継続とした。

令和８年度　事務事業評価（議会）
（令和７年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分　科　会　名	文教分科会						整 理 番 号	文教－１		
事 務 事 業 名	大 分 市 学 校 問 題 解 決 支 援 事 業									
評　価　区　分 （事務事業の方向性）	１	拡　充	２	継　続	３	改善の上で継続	４	終期設定し終了	５	休止・廃止

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、大分市学校問題解決支援チームを設置し、学校、保護者、地域住民等から寄せられる生徒指導事案に係る相談等に対し、専門的見地に基づく指導・助言を行い、迅速かつ適切に対応することにより、事案が長期化・複雑化することを防止し、学校の本来の役割である子供たちの学びと育ちを保障することを目的としている。

専門委員である弁護士や医師、臨床心理士が、学校、保護者、児童生徒の状況等を的確に把握し、事案に応じた支援方策を検討するとともに、それぞれの知見に基づいた総合的な指導・助言を行うことなどにより、問題の早期解決へ向けた働きかけを行うことが重要であることから本事業の必要性は高いと認められる。

しかしながら、年々複雑化・多様化する生徒指導事案等に対し、学校問題解決支援チームの定例会議が十分に開催できていないことが課題となっていることから、定例会議の実施方法の見直しが必要である。また、専門委員に対する個別相談等の連携の在り方やＳＮＳ等のトラブルに対応できる専門委員の選定を検討するとともに、文部科学省が推奨しているスクールロイヤー制度についても他都市の先進事例を参考に調査・研究をすることを求め、改善の上で継続とした。

令和８年度　事務事業評価（議会）
（令和７年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分　科　会　名	建設分科会								整 理 番 号	建設－２
事 務 事 業 名	老朽危険空き家等除却促進事業									
評　価　区　分 （事務事業の方向性）	１	拡　充	２	継　続	３	改善の上で継続	４	終期設定し終了	５	休止・廃止

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、生活環境の変化や少子高齢化に伴い、管理不全な状態で放置された老朽危険空き家等の除却を促進し、市民の生活環境の改善を図ることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的としている。

管理不全な状態で放置された老朽危険空き家等が増加し、地震、台風等における倒壊や建築材の飛散などが危惧され、地域住民の生活環境の悪化が懸念されることから、その解消に向けた取組を推進する上で、本事業の必要性は高いと認められる。

今後、空き家はさらに増加することが見込まれる中、引き続き老朽危険空き家等の除却を促進するとともに、国に対しても財政支援を要望することを求め、継続とした。

令和８年度　事務事業評価（議会）
（令和７年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分　科　会　名	経済環境分科会								整 理 番 号	経済環境－１
事 務 事 業 名	ごみステーション設置等補助事業									
評　価　区　分 （事務事業の方向性）	１	拡　充	２	継　続	３	改善の上で継続	４	終期設定し終了	５	休止・廃止

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、自治会が管理するごみステーションの設置・改修にかかる費用や維持管理費用を補助することにより、地域の環境美化対策を図ることを目的としている。

近年の市民の環境美化意識の高まりにより、本事業に対する自治会からの需要が高くなっていることに加え、各地域におけるごみステーションの整備を通じて、市民の環境美化意識及びごみ分別意識の向上を図ることにより、ごみ減量及びリサイクルの推進に寄与することから、本事業の必要性は高いと認められる。

令和７年度は、ごみステーション数の多い自治会からの申請が集中したため、７月に予算上限額に達し、申請予定であった一部の案件が令和８年度に持ち越しになったことを踏まえ、今後はより多くの自治会に本事業を活用してもらうため、自治会のニーズを把握する中、引き続き必要な支援を行うことを求め、継続とした。

「（仮称）人とひとがつながる大分市条例」について

【人とひとのつながり、地域のつながりを取り巻く現状】

○ 令和６年４月１日に「孤独・孤立対策推進法」が施行
○ 人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加といった
　社会構造の変化によるつながりの希薄化
○ 地域コミュニティーの衰退・担い手不足
○ ライフスタイルの変化やグローバル化の進展等による
　地域課題や市民ニーズの複雑化・多様化

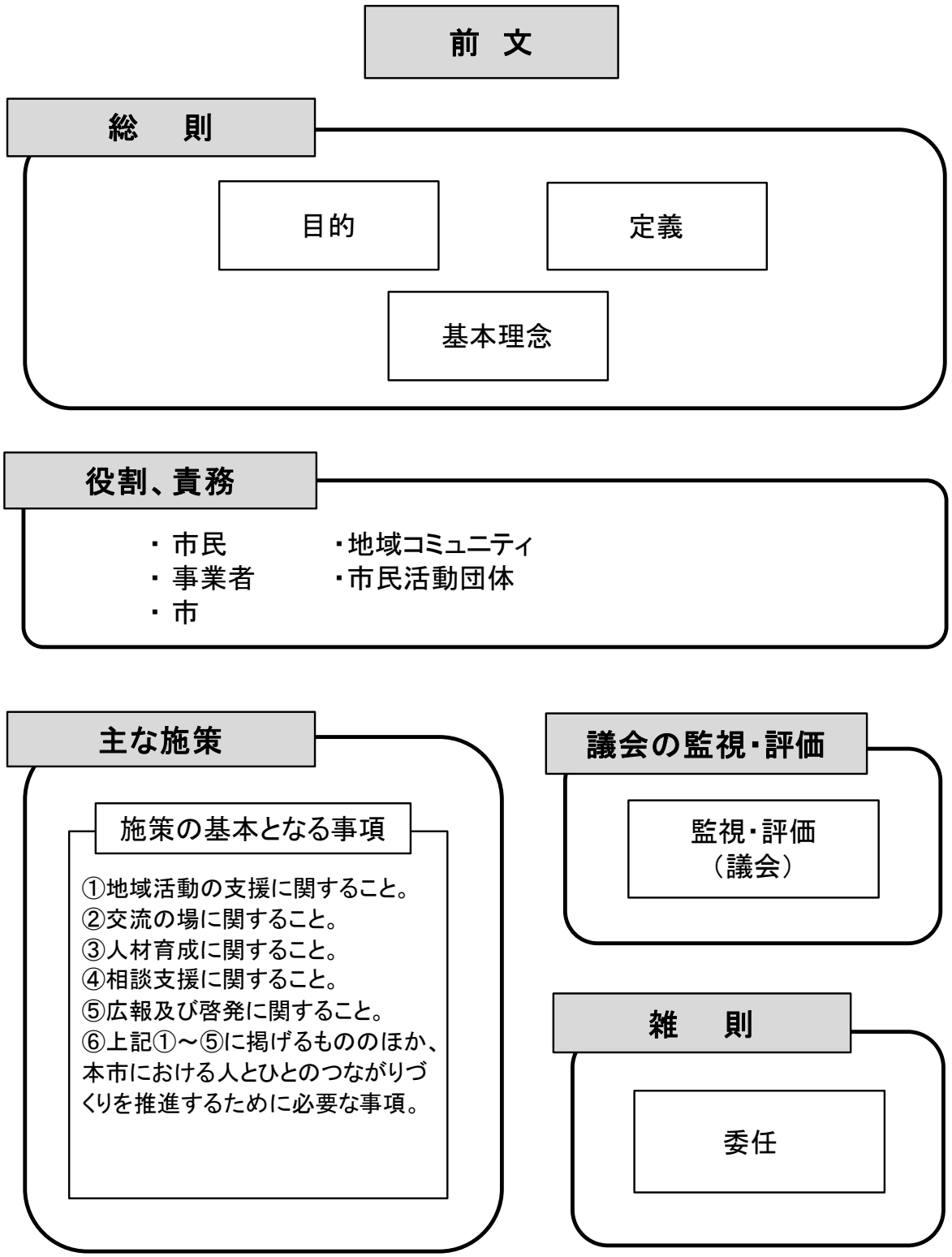
【条例を制定する目的】

○人とひとのつながりづくりに関する基本理念を定める。
○市民、地域コミュニティ、事業者、市民活動団体の役割、
　市の責務を明らかにする。
○人とひとのつながりづくりの推進に関する基本的事項を定める。
○つながりと支え合いの社会の実現を図る。

【条例の基本理念】

○地域活動への参加及び地域交流を通じて人とひとのつながりを深め、市民同士による支え合いの仕組みづくりを目指す。
○多様な主体が相互に連携し、人とひとのつながりづくりを促進する。
○市民が無理なく関わることができる緩やかなつながりづくりを基本とする。

「（仮称）人とひとがつながる大分市条例」 構成図（案）



「(仮称) 人とひとがつながる大分市条例」骨子（案）

1　目的

（1）本市における人とひとのつながりづくりに関する基本理念を定めること。

（2）市民、地域コミュニティ、事業者、市民活動団体の役割、市の責務を明らかにすること。

（3）人とひとのつながりづくりの推進に関する基本的事項を定めること。

（4）つながりと支え合いの社会の実現を図ること。

（5）市民の孤独・孤立を未然に防ぐこと。

2　定義

（1）市民

市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（2）地域コミュニティ

自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。

（3）事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。

（4）市民活動団体

子育て世帯、若者、高齢者、障がい者等の活動に関係する団体であって、市内において活動するものをいう。

（5）孤独

人や社会とのつながりがないこと等により、寂しさ等の負の感情を覚える精神的状態をいう。

（6）孤立

人や社会とのつながりが絶たれ、助けのない状態をいう。

3　基本理念

（1）地域活動への参加及び地域交流を通じて人とひとのつながりを深め、市民同士による支え合いの仕組みづくりを目指すこと。
（2）多様な主体が相互に連携し、人とひとのつながりづくりを促進すること。
（3）人とひとのつながりづくりを推進するに当たっては、市民が無理なく関われる緩やかなつながりづくりを基本とすること。

4　市民の役割

（1）地域に関心を持ち、地域に関する情報を得るよう努めること。
（2）地域コミュニティや市民活動団体等が取り組む活動に参加し、又は協力するよう努めること。
（3）孤独・孤立は自分にも起こり得るという認識の下、日頃から互いを尊重しながら、様々な機会を通じて、無理のない範囲でのつながりづくりに努めること。

5　地域コミュニティの役割

（1）地域住民等に対し地域に関する情報を提供するとともに、必要に応じて他の主体と連携し、人とひとのつながりづくりに努めること。
（2）市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

6　事業者の役割

（1）地域活動に参加し、又は協力するよう努めること。
（2）従業員が地域活動へ円滑に参加するための必要な配慮をするよう努めること。
（3）市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

7　市民活動団体の役割

（1）活動目的、活動内容や理念等について広く情報発信を行い、人とつながることができる場を提供するよう努めること。
（2）必要に応じて他の主体と連携し、人とひとのつながりづくりに努めること。
（3）市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

8　市の責務

（1）本市における人とひとのつながりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
（2）施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、相互に連携するよう努めること。
（3）孤独・孤立の未然防止に関する子育て世帯、若者、高齢者、障がい者等に係る施策について、全庁的な連携及び協力体制の構築を図ること。
（4）この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じること。

9　施策の基本となる事項

（1）地域活動の支援に関すること。
（2）交流の場に関すること。
（3）人材育成に関すること。
（4）相談支援に関すること。
（5）広報及び啓発に関すること。
（6）上記（1）～（5）に掲げるもののほか、本市における人とひとのつながりづくりを推進するために必要な事項。

１０　監視・評価等（議会）

（１）人とひとのつながりづくりに関する市の施策が効果的に推進されるよう監視・評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うこと。

１１　委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条例案策定に向けた意見交換の実施実績（日程順）

実施日	意見交換の相手方
令和7年11月4日（火）	NPO法人福祉コミュニティKOUZAKI
令和7年11月10日（月） ～11月16日（日）	各地域の市民の皆様（市民意見交換会） 【会場】 ・南大分公民館 ・大分西部公民館 ・野津原市民センター ・大分東部公民館 ・大南市民センター ・植田市民行政センター ・鶴崎市民行政センター ・大在市民センター ・坂ノ市市民センター ・明治明野公民館 ・大分南部公民館 ・佐賀関市民センター ・大分中央公民館
令和7年11月26日（水）	セイブ海外研修協同組合
令和7年12月15日（月）	大分大学生活協同組合
令和7年12月19日（金）	大分市女性防災士会
令和8年1月16日（金）	大分県医療的ケア児者の親子サークルここから
令和8年1月23日（金）	舞鶴町町内会・青年会
令和8年2月2日（月）	横瀬地区民生委員児童委員協議会
令和8年2月25日（水）	NPO法人子育て応援レストラン

大分市議会議員名簿

議席	氏名	会派	所属委員会	議席	氏名	会派	所属委員会
1	大津　將嘉	自由民主党	総務、子ども	23	馬見塚　剛	ネットワークみらい	○総務、まちづくり
2	平本　泉	〃	文教、子ども	24	甲斐　高之	〃	◎文教、観光
4	牧　貴宏	〃	総務、観光	25	スカルリーパー・エイジ	〃	経環、◎子ども
5	進　義和	〃	文教、まちづくり	26	帆秋　誠悟	〃	建設、観光
6	長野　辰生	〃	建設、○子ども	27	宮邉　和弘	〃	厚生、まちづくり、○議運
7	倉掛　賢裕	〃	◎建設	28	髙野　博幸	〃	○建設、観光
8	田島　寛信	〃	経環	29	日小田　良二	〃	経環、議運
9	二宮　博	〃	厚生、観光、◎議運	30	岩川　義枝	Oita市民クラブ	文教、観光
10	藤田　敬治	〃	文教、まちづくり	31	野尻　哲雄	〃	建設、まちづくり
11	永松　弘基	〃	建設、観光	32	吉川　直樹	新市民クラブ	経環、子ども
12	板倉　永紀	〃	◎厚生	33	阿部　邦彦	〃	総務、子ども
13	仲道　俊寿	〃	◎総務、議運	34	堤　英貴	〃	厚生、○観光
14	秦野　恭義	〃	経環、まちづくり、議運	35	堀　嘉徳	〃	建設、まちづくり
15	直野　里子	地域政党おおいた。	厚生、子ども	36	大石　祥一	〃	○文教、観光
16	衛藤　延洋	〃	総務、まちづくり	37	仲家　孝治	〃	総務、◎まちづくり、議運
17	斉藤　由美子	日本共産党	厚生、観光	38	高橋　弘巳	〃	◎経環
18	岩崎　貴博	〃	文教、まちづくり	39	安東　美奈子	公明党	建設、子ども
19	高松　大樹	無所属	経環	40	平田　友章	〃	文教、観光
20	成迫　研太	ネットワークみらい	厚生、まちづくり	41	橋本　敬広	〃	○経環、◎観光
21	野上　恵子	〃	総務、子ども	42	川邉　浩子	〃	○厚生、○まちづくり
22	うつのみや　陽子	〃	文教、子ども	43	国宗　浩	〃	総務
				44	今山　裕之	〃	建設、まちづくり、議運

※ 宮邉 和弘議員、川邉 浩子議員の「邉」は、しんにょうの点1つが正式表記。

【議長】田島　寛信　　【副議長】 国宗　浩

〈委員会〉 ◎＝委員長　　○＝副委員長
総務＝総務常任委員会　厚生＝厚生常任委員会　文教＝文教常任委員会
建設＝建設常任委員会　経環＝経済環境常任委員会
議運＝議会運営委員会　子ども＝子ども育成･若者活躍推進特別委員会
まちづくり＝まちづくり推進特別委員会　観光＝観光振興対策特別委員会

［ 連絡先 ］

大分市議会事務局

〒８７０－８５０４

大分市荷揚町２番３１号

電　話　０９７-５３７-５６４５

ＦＡＸ　０９７-５３７-５６５７

E-Mail : seisakuchosa@city.oita.oita.jp